

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成27年2月19日提出

【発行者名】 アイエヌジー投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 木村弘志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋英則

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 アイエヌジー・日本債券オープン  
券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 継続募集額2,000億円を上限とする。（平成26年8月20日  
券の金額】 から平成27年8月18日まで）

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年8月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」について、それぞれ下記事項と同一内容に原届出書が訂正されます。下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

### 第一部【証券情報】

#### (12)【その他】

<訂正前>

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

<訂正後>

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

#### <委託会社の商号およびファンド名称の変更について>

・平成27年4月7日付で委託会社の商号を「NNインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更する予定です。これに伴い、同日付で当ファンドの名称を「NN日本債券オープン」に変更する予定です。

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 投資態度

#### <訂正前>

k信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

l信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

m信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

#### <訂正後>

k信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

l信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

m信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

### (3)【運用体制】

#### 運用体制

#### <訂正前>

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、25名程度が当該業務に従事しております。

#### <訂正後>

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、20名程度が当該業務に従事しております。

### (5)【投資制限】

#### 信託約款における投資制限

f先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第26条）

## &lt; 訂正前 &gt;

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## &lt; 訂正後 &gt;

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## gスワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第27条）

## &lt; 訂正前 &gt;

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

## &lt; 訂正後 &gt;

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

## h金利先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第28条）

## &lt; 訂正前 &gt;

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

## &lt;訂正後&gt;

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

## i各種派生商品の店頭取引の運用指図（信託約款第29条）

## &lt;訂正前&gt;

(a) 委託会社は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、次に掲げる取引（以下、iにおいて店頭取引といたします。）を行うことの指図をすることができます。

## &lt;訂正後&gt;

(a) 委託会社は信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、次に掲げる取引（以下、iにおいて店頭取引といたします。）を行うことの指図をすることができます。

「 信託約款における投資制限」の末尾に下記の文章を追加します。

pデリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

[参考] 「アイエヌジー・日本債券マザーファンド」の投資方針

## (2) 運用方針

## 投資態度

## &lt;訂正前&gt;

i信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といたします。）を行うことができます。

j信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といたします。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

k信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

## &lt;訂正後&gt;

i信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といたします。）を行うことができます。

j信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

k信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

### (3)運用制限

<訂正前>

#### (3)運用制限

e 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

<訂正後>

#### (3)投資制限

e 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

f デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3【投資リスク】

末尾に参考情報を添付します。

参考情報

## ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



(注1) 分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。分配金再投資基準価額は実際の基準価額とは異なります。

(注2) 年間騰落率は、2010年1月から2014年12月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.1	12.3	20.2	13.7	2.3	7.5	10.0
最大値	4.3	65.0	65.7	82.4	4.5	34.9	43.7
最小値	0.2	-17.0	-13.6	-22.8	0.4	-12.7	-10.1

(注1) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 上記のグラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの指数について過去5年間のそれぞれ各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表記したものです。

(注3) 上記のグラフのうち、当ファンドについては税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率を記載しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

(注4) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 各資産クラスの指数

日本株……TOPIX配当込み指数

先進国株…MSCI Kokusai (World ex Japan) Index

新興国株…MSCI EM (Emerging Markets) Index

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし円ベース)

新興国債…THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(注1) 騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注2) THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注3) TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

(注4) MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

(注5) シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

(注6) NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

## &lt;訂正前&gt;

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金\*あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の1.62%（税抜き 1.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

## &lt;訂正後&gt;

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金\*あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の1.62%（税抜き 1.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は、ファンドあるいは投資環境に関する情報提供等、ならびにファンドの購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

## (3)【信託報酬等】

## &lt;訂正前&gt;

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.27%（税抜き 0.25%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.27%（税抜き 0.25%）
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率0.054%（税抜き 0.05%）

## &lt;訂正後&gt;

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.27%（税抜き 0.25%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.27%（税抜き 0.25%）
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率0.054%（税抜き 0.05%）

信託報酬を対価とする役務の主な内容は下記の通りです。

委託会社：ファンドの運用を行います。

販売会社：各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等を行います。

受託銀行：信託財産の管理や委託会社からの運用指図を実行します。

## (4)【その他の手数料等】

## &lt;訂正前&gt;

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。本書提出日現在の財務諸表の監査に要する費用は信託財産の純資産総額に年0.00216%（税抜き0.002%）を乗じて計算した額とします。

## &lt;訂正後&gt;

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。本書提出日現在の財務諸表の監査に要する費用は信託財産の純資産総額に年0.00216%（税抜き0.002%）を乗じて計算し

た額とします。信託財産の財務諸表の監査に要する費用とは、監査法人に支払うファンドの監査に関する費用をいいます。

## 5【運用状況】（下記の内容に訂正されます。）

### （1）【投資状況】

（平成26年12月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,369,324,798	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,482,690	0.06
合計(純資産総額)		2,367,842,108	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### [参考]親投資信託の投資状況

#### アイエヌジー・日本債券マザーファンド

（平成26年12月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	228,373,145,000	81.21
特殊債券	日本	25,468,060,200	9.06
社債券	日本	25,773,533,800	9.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,590,014,192	0.56
合計(純資産総額)		281,204,753,192	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（平成26年12月30日現在）

## イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価単価 円	簿価金額 円	評価単価 円	評価金額 円	投資比率 %
アイエヌジー・日本債券マザーファンド	-	1,712,682,376	1.3338	2,284,375,754	1.3834	2,369,324,798	100.06

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

## ロ) 種類別構成比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## 〔参考〕親投資信託の投資状況

## アイエヌジー・日本債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄（平成26年12月30日現在）

## イ）主要投資銘柄（上位30銘柄）

種類	地域	銘柄名	利率	償還期限	額面	簿価単価	簿価金額	評価単価	評価金額	投資比率
			%		千円	円	円	円	円	%
国債証券	日本	第142回利付国債(20年)	1.80	2032/12/20	24,000,000	107.16	25,719,970,000	108.25	25,980,480,000	8.84
国債証券	日本	第40回利付国債(30年)	1.80	2043/9/20	18,000,000	102.61	18,469,800,000	103.05	18,550,440,000	6.31
国債証券	日本	第325回利付国債(2年)	0.10	2015/2/15	16,000,000	100.02	16,003,400,000	100.02	16,004,480,000	5.44
国債証券	日本	第333回利付国債(2年)	0.10	2015/10/15	14,000,000	100.02	14,003,160,000	100.03	14,005,320,000	4.76
国債証券	日本	第72回利付国債(20年)	2.10	2024/9/20	12,000,000	114.81	13,777,650,000	115.05	13,806,240,000	4.70
国債証券	日本	第115回利付国債(5年)	0.20	2018/9/20	12,000,000	100.02	12,003,000,000	100.29	12,035,160,000	4.09
国債証券	日本	第117回利付国債(5年)	0.20	2019/3/20	11,000,000	100.09	11,010,090,000	100.23	11,025,740,000	3.75
国債証券	日本	第324回利付国債(2年)	0.10	2015/1/15	10,000,000	100.02	10,002,570,000	100.02	10,002,400,000	3.40
国債証券	日本	第323回利付国債(2年)	0.10	2014/12/15	10,000,000	100.01	10,001,000,000	100.02	10,002,000,000	3.40
国債証券	日本	第133回利付国債(20年)	1.80	2031/12/20	9,000,000	106.77	9,609,300,000	109.29	9,836,640,000	3.35
国債証券	日本	第125回利付国債(20年)	2.20	2031/3/20	8,000,000	115.42	9,234,010,000	116.10	9,288,320,000	3.16
国債証券	日本	第116回利付国債(20年)	2.20	2030/3/20	7,000,000	116.33	8,143,780,000	116.69	8,168,510,000	2.78
国債証券	日本	第111回利付国債(5年)	0.40	2018/3/20	7,000,000	100.96	7,067,200,000	101.07	7,075,040,000	2.41
国債証券	日本	第43回利付国債(30年)	1.70	2044/6/20	7,000,000	99.86	6,990,460,000	100.29	7,020,860,000	2.39
国債証券	日本	第330回利付国債(2年)	0.20	2015/7/15	7,000,000	100.18	7,012,600,000	100.13	7,009,380,000	2.38
国債証券	日本	第39回利付国債(30年)	1.90	2043/6/20	6,000,000	105.60	6,336,070,000	105.52	6,331,200,000	2.15
国債証券	日本	第326回利付国債(2年)	0.10	2015/3/15	6,000,000	100.01	6,001,140,000	100.02	6,001,680,000	2.04
国債証券	日本	第321回利付国債(2年)	0.10	2014/10/15	6,000,000	100.01	6,000,600,000	100.01	6,000,720,000	2.04
国債証券	日本	第335回利付国債(2年)	0.10	2015/12/15	5,000,000	100.02	5,001,400,000	100.04	5,002,150,000	1.70
国債証券	日本	第328回利付国債(2年)	0.10	2015/5/15	5,000,000	100.02	5,001,430,000	100.03	5,001,700,000	1.70
国債証券	日本	第113回利付国債(5年)	0.30	2018/6/20	4,000,000	100.56	4,022,480,000	100.71	4,028,400,000	1.37
国債証券	日本	第87回利付国債(5年)	0.50	2014/12/20	4,000,000	100.45	4,018,000,000	100.20	4,008,320,000	1.36
国債証券	日本	第130回利付国債(20年)	1.80	2031/9/20	3,000,000	107.08	3,212,400,000	109.57	3,287,340,000	1.12
国債証券	日本	第269回利付国債(10年)	1.30	2015/3/20	3,000,000	101.61	3,048,570,000	100.88	3,026,670,000	1.03
国債証券	日本	第332回利付国債(10年)	0.60	2023/12/20	3,000,000	100.12	3,003,890,000	100.72	3,021,630,000	1.03
国債証券	日本	第334回利付国債(10年)	0.60	2024/6/20	3,000,000	100.14	3,004,230,000	100.37	3,011,310,000	1.02
国債証券	日本	第116回利付国債(5年)	0.20	2018/12/20	3,000,000	100.07	3,002,130,000	100.26	3,007,980,000	1.02
特殊債券	日本	第166号商工債(3年)	0.20	2016/11/25	3,000,000	99.99	2,999,970,000	100.10	3,003,210,000	1.02
国債証券	日本	第336回利付国債(2年)	0.10	2016/1/15	3,000,000	100.02	3,000,690,000	100.04	3,001,380,000	1.02
国債証券	日本	第128回利付国債(20年)	1.90	2031/6/20	2,500,000	110.36	2,759,000,000	111.35	2,783,975,000	0.95

注1:投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

注2:評価額組入上位30銘柄について記載しています。

## ロ) 業種（種類）別構成比率

種類	投資比率（％）
国債証券	81.21
特殊債券	9.06
社債券	9.17
合計	99.43

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末（平成17年 5月17日）	2,881	2,898	1.0232	1.0292
第6計算期間末（平成18年 5月17日）	2,619	2,635	0.9890	0.9950
第7計算期間末（平成19年 5月17日）	2,718	2,734	1.0083	1.0143
第8計算期間末（平成20年 5月19日）	2,880	2,900	1.0099	1.0169
第9計算期間末（平成21年 5月18日）	1,971	1,984	1.0375	1.0445
第10計算期間末（平成22年 5月17日）	2,014	2,028	1.0549	1.0619
第11計算期間末（平成23年 5月17日）	2,088	2,102	1.0662	1.0732
第12計算期間末（平成24年 5月17日）	2,186	2,200	1.0902	1.0972
第13計算期間末（平成25年 5月17日）	2,240	2,254	1.0935	1.1005
第14計算期間末（平成26年 5月19日）	2,296	2,310	1.1139	1.1209
第15期中間期末（平成26年11月19日）	2,346		1.1344	
平成25年12月末日	2,275		1.1108	
平成26年 1月末日	2,299		1.1198	
2月末日	2,306		1.1213	
3月末日	2,307		1.1178	
4月末日	2,300		1.1190	
5月末日	2,309		1.1146	
6月末日	2,315		1.1168	
7月末日	2,301		1.1181	
8月末日	2,323		1.1228	
9月末日	2,326		1.1238	
10月末日	2,324		1.1285	
11月末日	2,354		1.1385	
12月末日	2,367		1.1512	

注：直近10計算期間について記載しています。

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第5期	平成16年 5月18日～平成17年 5月17日	60
第6期	平成17年 5月18日～平成18年 5月17日	60
第7期	平成18年 5月18日～平成19年 5月17日	60
第8期	平成19年 5月18日～平成20年 5月19日	70
第9期	平成20年 5月20日～平成21年 5月18日	70
第10期	平成21年 5月19日～平成22年 5月17日	70
第11期	平成22年 5月18日～平成23年 5月17日	70
第12期	平成23年 5月18日～平成24年 5月17日	70
第13期	平成24年 5月18日～平成25年 5月17日	70
第14期	平成25年 5月18日～平成26年 5月19日	70
第15期中間	平成26年 5月20日～平成26年11月19日	

注：直近10計算期間について記載しています。

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第5期	平成16年 5月18日～平成17年 5月17日	1.39
第6期	平成17年 5月18日～平成18年 5月17日	2.76
第7期	平成18年 5月18日～平成19年 5月17日	2.56
第8期	平成19年 5月18日～平成20年 5月19日	0.85
第9期	平成20年 5月20日～平成21年 5月18日	3.43
第10期	平成21年 5月19日～平成22年 5月17日	2.35
第11期	平成22年 5月18日～平成23年 5月17日	1.73
第12期	平成23年 5月18日～平成24年 5月17日	2.91
第13期	平成24年 5月18日～平成25年 5月17日	0.94
第14期	平成25年 5月18日～平成26年 5月19日	2.51
第15期中間	平成26年 5月20日～平成26年11月19日	1.84

(注 1)直近10計算期間について記載しています。

(注 2)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第5期	平成16年 5月18日～平成17年 5月17日	1,124,925,047	881,949,451
第6期	平成17年 5月18日～平成18年 5月17日	487,915,062	654,715,843
第7期	平成18年 5月18日～平成19年 5月17日	354,086,824	307,463,595
第8期	平成19年 5月18日～平成20年 5月19日	288,444,038	132,040,800
第9期	平成20年 5月20日～平成21年 5月18日	229,592,488	1,181,742,087
第10期	平成21年 5月19日～平成22年 5月17日	116,602,098	106,571,933
第11期	平成22年 5月18日～平成23年 5月17日	159,247,720	110,391,728
第12期	平成23年 5月18日～平成24年 5月17日	128,392,343	81,632,869
第13期	平成24年 5月18日～平成25年 5月17日	124,399,003	81,073,579
第14期	平成25年 5月18日～平成26年 5月19日	87,947,285	75,211,495
第15期中間	平成26年 5月20日～平成26年11月19日	55,039,963	48,316,911

注：直近10計算期間について記載しています。

## 参考情報

データは2014年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

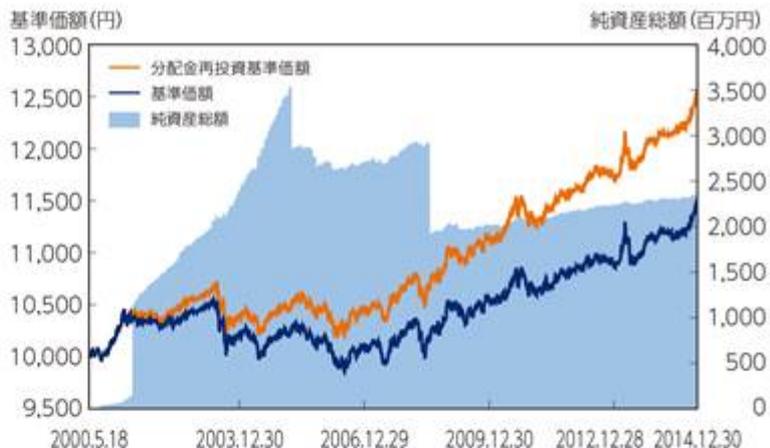
## 〈分配の推移〉

決算期	分配金
第5期(2005/5/17)	60円
第6期(2006/5/17)	60円
第7期(2007/5/17)	60円
第8期(2008/5/19)	70円
第9期(2009/5/18)	70円
第10期(2010/5/17)	70円
第11期(2011/5/17)	70円
第12期(2012/5/17)	70円
第13期(2013/5/17)	70円
第14期(2014/5/19)	70円
設定来累計	910円

※分配金は1万口当たり、税引き前です。

※直近の10計算期間について記載しています。

## 〈基準価額・純資産の推移〉



※分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。

## 〈主要な資産の状況〉

※下記データは過去のものであり、予告なしに変更されます。また、下記は参考情報であり、特定の有価証券についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

## 投資状況(アイエヌジー・日本債券オープン)

資産の種類	投資比率(%)
アイエヌジー・日本債券 マザーファンド受益証券	100.06
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	△0.06
合計	100.00

## 投資状況(アイエヌジー・日本債券マザーファンド)

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	81.21
社債券	9.17
特殊債券	9.06
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	0.56
合計	100.00

## アイエヌジー・日本債券マザーファンドの組入上位10銘柄

順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
1	国債証券	日本	第142回利付国債(20年)	9.38
2	国債証券	日本	第340回利付国債(2年)	6.06
3	国債証券	日本	第338回利付国債(2年)	6.05
4	国債証券	日本	第341回利付国債(2年)	5.34
5	国債証券	日本	第118回利付国債(5年)	5.02
6	国債証券	日本	第336回利付国債(10年)	4.70
7	国債証券	日本	第146回利付国債(20年)	4.40
8	国債証券	日本	第335回利付国債(10年)	3.99
9	国債証券	日本	第140回利付国債(20年)	3.22
10	国債証券	日本	第336回利付国債(2年)	3.20

※投資比率はアイエヌジー・日本債券マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の投資割合です。

## 〈年間収益率の推移〉



※税引き前の分配金を再投資したと仮定して収益率を算出しています。従って、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (5)【その他】

##### d運用報告書

###### <訂正前>

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

###### <訂正後>

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書に追加される内容のみ記載しております。

当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、第15期中間計算期間（平成26年5月20日から平成26年11月19日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## アイエヌジー・日本債券オープン

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第15期中間計算期間末 (平成26年11月19日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	7,392,540
親投資信託受益証券	2,346,294,886
未収利息	4
流動資産合計	2,353,687,430
資産合計	2,353,687,430
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払収益分配金	-
未払解約金	340,260
未払受託者報酬	630,661
未払委託者報酬	6,306,497
その他未払費用	25,173
流動負債合計	7,302,591
負債合計	7,302,591
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	2,068,335,557
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	278,049,282
(分配準備積立金)	170,088,778
元本等合計	2,346,384,839
純資産合計	2,346,384,839
負債純資産合計	2,353,687,430

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第15期中間計算期間 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日
<b>営業収益</b>	
受取利息	177
有価証券売買等損益	49,255,978
営業収益合計	49,256,155
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	630,661
委託者報酬	6,306,497
その他費用	25,173
営業費用合計	6,962,331
営業利益又は営業損失（ ）	42,293,824
経常利益又は経常損失（ ）	42,293,824
中間純利益又は中間純損失（ ）	42,293,824
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	295,711
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	234,867,560
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,690,160
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,690,160
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,506,551
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,506,551
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	278,049,282

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末及び当期末が休日のため平成26年 5月20日から平成27年 5月18日までとなっております。なお、当該中間計算期間は、平成26年 5月20日から平成26年11月19日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第15期中間計算期間末 (平成26年11月19日現在)	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	2,068,335,557口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1344円
(10,000口当たり純資産額)	(11,344円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第15期中間計算期間末 (平成26年11月19日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (元本の移動)

第15期中間計算期間 自 平成26年 5月20日 至 平成26年11月19日	
期首元本額	2,061,612,505円
期中追加設定元本額	55,039,963円
期中一部解約元本額	48,316,911円

## （参考）

当ファンドは「アイエヌジー・日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## アイエヌジー・日本債券マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

（平成26年11月19日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,633,951,205
国債証券	234,342,394,000
特殊債券	26,504,330,400
社債券	24,012,474,400
未収入金	24,524,370,000
未収利息	401,293,057
前払費用	159,923,905
流動資産合計	313,578,736,967
資産合計	313,578,736,967
負債の部	
流動負債	
未払金	25,016,900,000
未払解約金	800,000
流動負債合計	25,017,700,000
負債合計	25,017,700,000
純資産の部	
元本等	
元本	211,798,971,742
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	76,762,065,225
元本等合計	288,561,036,967
純資産合計	288,561,036,967
負債純資産合計	313,578,736,967

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

## （貸借対照表に関する注記）

（平成26年11月19日現在）	
計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3624円
(10,000口当たり純資産額)	(13,624円)

## （その他の注記）

（平成26年11月19日現在）	
子ファンドの期首	平成26年 5月20日
期首元本額	219,455,042,835円
対象期間中の追加設定元本額	9,802,331,177円
対象期間中の一部解約元本額	17,458,402,270円
期末元本額	211,798,971,742円
平成26年11月19日現在の元本の内訳	
アイエヌジー・グローバルバランスオープン（安定投資型）	2,084,275円
アイエヌジー・グローバルバランスオープン（分散投資型）	8,263,742円
アイエヌジー・グローバルバランスオープン（積極投資型）	9,624,901円
アイエヌジー・グローバルインカムオープン	33,471,118円
アイエヌジー・日本債券オープン	1,722,177,691円
アイエヌジー・日本債券ファンドV A（適格機関投資家専用）	106,312,671,274円
アイエヌジー・グローバルバランスファンドV A（株25型）（適格機関投資家専用）	221,484,075円
アイエヌジー・グローバルバランスファンドV A（株50型）（適格機関投資家専用）	93,178,742円
アイエヌジー・グローバルバランスファンドV A（株70型）（適格機関投資家専用）	53,685,063円
アイエヌジー・日本債券ファンドV A 2（適格機関投資家専用）	74,969,175,711円
I N G日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	2,284,502,744円
アイエヌジー・日本債券ファンドV A 3（適格機関投資家専用）	26,088,652,406円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2【ファンドの現況】（訂正後の内容のみ記載しております。）

## 【純資産額計算書】平成26年12月30日

資産総額	2,369,772,107円
負債総額	1,929,999円
純資産総額（ - ）	2,367,842,108円
発行済口数	2,056,931,800口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1512円
（1万口当たり純資産額）	（11,512円）

（参考）

## 「アイエヌジー・日本債券マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	283,241,033,192円
負債総額	2,036,280,000円
純資産総額（ - ）	281,204,753,192円
発行済口数	203,271,629,480口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3834円
（1万口当たり純資産額）	（13,834円）

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 2【事業の内容及び営業の概況】（下記の内容に訂正されます。）

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第一種金融商品取引業を行っています。

平成26年12月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	41	392,878
合計	41	392,878

##### 3【委託会社等の経理状況】（下記の内容に訂正されます。）

(1) 委託会社であるアイエヌジー投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

(2) 法令の規定に基づき、委託会社の前事業年度および当事業年度の財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

また、第16期事業年度に係る中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

期別	第14期 (平成25年3月31日)			第15期 (平成26年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		2,343,378			2,609,628	
立替金		582			1,135	
未収委託者報酬		234,448			243,382	
未収運用受託報酬		209,483			194,849	
未収投資助言報酬		677			267	
その他の未収収益		93,463			83,615	
前払費用		20,457			20,460	
繰延税金資産		27,899			23,956	
流動資産計		2,930,390	96.7		3,177,296	97.0
固定資産						
有形固定資産 1		37,451			36,736	
建物附属設備	22,535			21,145		
器具備品	9,475			12,326		
リース資産	5,440			3,264		
無形固定資産		971			2,517	
ソフトウェア	971			2,517		
投資その他の資産		61,049			59,238	
長期差入保証金	61,049			59,238		
固定資産計		99,472	3.3		98,493	3.0
資産合計		3,029,862	100.0		3,275,789	100.0

期別	第14期 (平成25年3月31日)			第15期 (平成26年3月31日)		
	科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		39,257			38,268	
未払投資顧問料		47,742			43,604	
未払投資助言料		1,389			1,662	
未払金		126,377			43,943	
未払費用		15,842			17,353	
リース債務		1,511			1,549	
未払法人税等		89,945			161,121	
未払消費税等		16,177			22,105	
預り金		42,284			45,970	
賞与引当金		42,406			21,925	
役員賞与引当金		21,395			7,841	
流動負債計		444,330	14.7		405,344	12.4
固定負債						
リース債務		5,317			3,768	
役員長期賞与引当金		1,409			-	
退職給付引当金		343,232			409,104	
役員退職慰労引当金		54,238			65,140	
固定負債計		404,198	13.3		478,013	14.6
負債合計		848,528	28.0		883,357	27.0
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(純資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	15.8		480,000	14.7
資本剰余金						
資本準備金	1,390,000			1,390,000		
資本剰余金計		1,390,000	45.9		1,390,000	42.4
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	311,334			522,431		
利益剰余金計		311,334	10.3		522,431	15.9
株主資本合計		2,181,334	72.0		2,392,431	73.0
純資産合計		2,181,334	72.0		2,392,431	73.0
負債純資産合計		3,029,862	100.0		3,275,789	100.0

## ( 2 ) 【損益計算書】

	第14期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)			第15期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	773,696			916,912		
運用受託報酬	994,424			1,076,705		
投資助言報酬	2,362			3,755		
その他営業収益	314,463			216,700		
営業収益計		2,084,947	100.0		2,214,074	100.0
営業費用						
支払手数料		155,568			208,479	
支払投資顧問料		161,369			208,161	
支払投資助言料		4,810			6,444	
広告宣伝費		664			857	
調査費		127,728			128,626	
調査費	126,929			127,959		
図書費	799			667		
委託計算費		49,953			55,706	
業務委託費		6,284			6,189	
営業雑経費		38,819			34,132	
通信費	4,399			4,927		
印刷費	21,688			17,089		
協会費	6,389			5,401		
諸会費	1,455			1,872		
その他営業費用	4,887			4,841		
営業費用計		545,199	26.1		648,597	29.3
一般管理費						
給料		822,854			721,540	
役員報酬	62,901			62,971		
給料・手当	610,771			531,728		
賞与	82,500			101,472		
賞与引当金繰入額	42,406			21,925		
役員賞与	11,278			248		
役員賞与引当金繰入額	12,996			3,195		
福利厚生費		122,444			99,370	
交際費		3,430			4,786	
旅費交通費		9,971			15,392	
租税公課		10,450			11,170	
不動産賃借料		72,464			71,519	
退職給付費用		68,964			85,789	

	第14期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)			第15期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		11,973			10,902	
固定資産減価償却費		16,967			15,571	
監査費用		21,729			18,418	
諸経費		90,724			76,274	
一般管理費計		1,251,975	60.0		1,130,736	51.1
営業利益		287,772	13.8		434,740	19.6
営業外収益						
受取利息	419			456		
受取配当金	134			134		
為替換算差益	8,954			5,092		
雑益	950			47		
営業外収益計		10,458	0.5		5,730	0.3
営業外費用						
支払利息	136			153		
有価証券売却損	31			-		
雑損失	48			-		
営業外費用計		216	0.0		153	0.0
経常利益		298,015	14.3		440,318	19.9
特別利益						
リース債務解約益	1,235			-		
固定資産受贈益	535			-		
特別利益計		1,770	0.1		-	0.0
特別損失						
固定資産除却損 1	228			135		
リース資産除却損	334			-		
特別退職金 2	11,556			-		
特別損失計		12,119	0.6		135	0.0
税引前当期純利益		287,666	13.8		440,182	19.9
法人税、住民税及び事業税		149,650	7.2		198,264	9.0
法人税等追徴額		-	0.0		26,878	1.2
法人税等調整額		664	0.0		3,942	0.2
当期純利益		138,680	6.7		211,097	9.5

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	480,000	1,390,000	1,390,000	172,654	172,654	2,042,654	2,042,654
当期変動額							
剰余金の配当							-
当期純利益				138,680	138,680	138,680	138,680
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							-
当期変動額合計	-	-	-	138,680	138,680	138,680	138,680
当期末残高	480,000	1,390,000	1,390,000	311,334	311,334	2,181,334	2,181,334

当事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	480,000	1,390,000	1,390,000	311,334	311,334	2,181,334	2,181,334
当期変動額							
剰余金の配当							-
当期純利益				211,097	211,097	211,097	211,097
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							-
当期変動額合計	-	-	-	211,097	211,097	211,097	211,097
当期末残高	480,000	1,390,000	1,390,000	522,431	522,431	2,392,431	2,392,431

## 重要な会計方針

### 1．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

##### (イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
器具備品	5～8年

##### (ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

### 2．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第14期 （平成25年3月31日現在）		第15期 （平成26年3月31日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物附属設備 46,080千円		建物附属設備 50,849千円
	器具備品 34,304千円		器具備品 33,359千円
	リース資産 1,978千円		リース資産 4,154千円

## （損益計算書関係）

第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		第15期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
1	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	1	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
	器具備品 228千円		器具備品 135千円
2	特別退職金は、日本株式運用部の解散に伴う割増退職金であります。		

## （株主資本等変動計算書関係）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

第14期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
普通株式	9,350	-	-	9,350

第15期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
普通株式	9,350	-	-	9,350

## 2．配当に関する事項

(1) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年 6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	140,250	15,000.00	平成26年3月31日	平成26年7月1日

## （リース取引関係）

## 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

## 有形固定資産

総務部が主管するコピー機及びファックスであります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針 「1. 固定資産の減価償却の方法」 に記載の通りであります。

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達が行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、投資顧問業法に基づき受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,343,378	2,343,378	-
(2) 未収委託者報酬	234,448	234,448	-
(3) 未収運用受託報酬	209,483	209,483	-
(4) その他未収収益	93,463	93,463	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,343,378	-
(2) 未収委託者報酬	234,448	-
(3) 未収運用受託報酬	209,483	-
(4) その他未収収益	93,463	-
合計	2,880,772	-

当事業年度末（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,609,628	2,609,628	-
(2) 未収委託者報酬	243,382	243,382	-
(3) 未収運用受託報酬	194,849	194,849	-
(4) その他未収収益	83,615	83,615	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,609,628	-
(2) 未収委託者報酬	243,382	-
(3) 未収運用受託報酬	194,849	-
(4) その他未収収益	83,615	-
合計	3,131,476	-

（有価証券関係）

## 1．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度末（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	7,956	-	31
合計	7,956	-	31

当事業年度末（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当ありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

## 2．退職給付債務に関する事項

退職金規程等にもとづく自己都合による期末要支給額を退職給付引当金として計上しております。

## 3．退職給付費用に関する事項

退職給付費用

68,964 千円

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	343,232 千円
退職給付費用	85,789 千円
退職給付の支払額	19,916 千円
退職給付引当金の期末残高	409,104 千円

## (2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	85,789 千円
----------------	-----------

## (税効果関係)

第14期 (平成25年3月31日現在)	第15期 (平成26年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
賞与引当金 16,118千円	賞与引当金 7,814千円
退職給付引当金 123,873	退職給付引当金 145,804
役員退職慰労引当金 19,574	役員退職慰労引当金 23,215
未払費用 6,021	未払費用 6,184
未払事業税 5,758	未払事業税 9,957
資産除去債務 2,221	資産除去債務 2,506
その他 130	その他 4,116
繰延税金資産小計 173,699	繰延税金資産小計 199,600
評価性引当額 145,800	評価性引当額 175,643
繰延税金資産合計 27,899	繰延税金資産合計 23,956
繰延税金資産の純額 27,899	繰延税金資産の純額 23,956
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
(%)	(%)
法定実効税率 38.0	法定実効税率 38.0
(調整)	(調整)
評価性引当額の増減 7.3	評価性引当額の増減 6.7
交際費等永久に損金に算入されない項目 4.7	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4
住民税均等割 0.8	住民税均等割 0.2
前期確定申告差異 0.2	前期確定申告差異 0.0
その他 0.6	法人税等追徴額 6.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率 51.7	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.3
	その他 0.8
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.0

第14期 (平成25年3月31日現在)	第15期 (平成26年3月31日現在)
	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の金額が1,593千円減少し、法人税等調整額が1,593千円増加しております。</p>

## (資産除去債務関係)

第14期 (平成25年3月31日現在)	第15期 (平成26年3月31日現在)
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

## 1. 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：千円)

日本	アジア	欧州	米州	合計
941,701	32,119	270,044	67,385	1,311,250

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬773,696千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(単位：千円)

日本	アジア	欧州	米州	合計
1,044,640	3,842	154,968	93,710	1,297,162

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬916,912千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	851,532	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	964,962	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

[ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

該当事項はありません。

## 関連当事者情報

## 1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア セットマネジメン ト	オランダ、 ハーグ	11,375 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	255,571	未収 入金	84,106
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険(株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	851,532	未収 入金	149,963

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア セットマネジメン ト	オランダ、 ハーグ	11,375 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	196,149	未収 入金	79,584
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険(株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	964,962	未収 入金	155,030

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ING Groep N.V. (アムステルダム証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

NN Group N.V. (非上場)

ING Insurance Eurasia N.V. (非上場)

ING Investment Management Holdings N.V. (非上場)

## （ 1株当たり情報 ）

第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		第15期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
1株当たり純資産額	233,297円81銭	1株当たり純資産額	255,875円04銭
1株当たり当期純利益金額	14,832円12銭	1株当たり当期純利益金額	22,577円22銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	
第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		第15期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
当期純利益（千円）	138,680	当期純利益（千円）	211,097
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	138,680	普通株式にかかる当期純利益（千円）	211,097
普通株式の期中平均株式数（株）	9,350	普通株式の期中平均株式数（株）	9,350

## （ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位：千円 )

第16期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)					
資産の部			負債の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
		%			%
流動資産			流動負債		
現金・預金	2,517,187		預り金	25,292	
前払費用	23,068		未払金	73,363	
未収委託者報酬	259,648		未払手数料	43,788	
未収運用受託報酬	209,736		未払投資顧問料	56,669	
その他の未収収益	76,751		未払投資助言料	1,734	
繰延税金資産	41,196		未払費用	16,647	
その他	706		リース債務	1,491	
流動資産合計	3,128,294	96.3	未払法人税等	89,530	
固定資産			未払消費税等 2	19,509	
有形固定資産 1	73,720		賞与引当金	76,759	
無形固定資産	2,838		役員賞与引当金	625	
投資その他の資産	43,588		流動負債合計	405,412	12.5
長期差入保証金	43,588		固定負債		
固定資産合計	120,147	3.7	リース債務	2,837	
			退職給付引当金	436,817	
			役員退職慰労引当金	40,362	
			固定負債合計	480,017	14.8
			負債合計	885,429	27.3
			純資産の部		
			科目	金額	構成比
					%
			株主資本		
			資本金	480,000	14.8
			資本剰余金	1,390,000	42.8
			資本準備金	1,390,000	
			利益剰余金	493,013	15.2
			その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金	493,013	
			株主資本合計	2,363,013	72.7
			純資産合計	2,363,013	72.7
資産合計	3,248,442	100.0	負債純資産合計	3,248,442	100.0



## (3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	480,000	1,390,000	1,390,000	522,431	522,431	2,392,431	2,392,431
当中間期変動額							
剰余金の配当				140,250	140,250	140,250	140,250
中間純利益				110,831	110,831	110,831	110,831
株主資本以外の項目の当期 中間期変動額（純額）							-
当中間期変動額合計	-	-	-	29,419	29,419	29,419	29,419
当中間期末残高	480,000	1,390,000	1,390,000	493,013	493,013	2,363,013	2,363,013

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1．固定資産の減価償却の方法

##### （1）有形固定資産

###### （イ）リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	6～15年
器具備品	5～20年

###### （ロ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

##### （2）無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### 2．引当金の計上基準

##### （1）賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間期負担分を計上しております。

##### （2）役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間期負担分を計上しております。

##### （3）退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指計（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職金規程等に基づく中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

##### （4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

#### 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

（1）外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### （1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## （中間貸借対照表関係）

第16期中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

- 1 有形固定資産の減価償却累計額
 

建物附属設備	2,645千円
器具備品	21,670千円
リース資産	4,493千円
- 2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

## （中間損益計算書関係）

第16期中間会計期間（自平成26年4月1日至平成26年9月30日）

- 1 減価償却実施額
 

有形固定資産	7,372千円
無形固定資産	379千円
- 2 営業外収益のうち主要なもの
 

為替差益	3,000千円
受取利息	239千円
- 3 営業外費用のうち主要なもの
 

有価証券売却損	187千円
---------	-------
- 4 特別利益のうち主要なもの
 

移転補償金	28,150千円
-------	----------
- 5 特別損失のうち主要なもの
 

固定資産除却損	19,140千円
---------	----------

## （中間株主資本等変動計算書関係）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第16期中間会計期間（自平成26年4月1日至平成26年9月30日）

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	9,350	-	-	9,350

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	140,250	15,000.00	平成26年3月31日	平成26年7月1日

## （リース取引関係）

## 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

総務部が主管するコピー機及びファックスであります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額 （*）	時価	差額
(1) 現金・預金	2,517,187	2,517,187	-
(2) 未収委託者報酬	259,648	259,648	-
(3) 未収運用受託報酬	209,736	209,736	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、ならびに(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）長期差入保証金（中間貸借対照表計上額 43,588千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## （資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

## 〔セグメント情報等〕

## 〔セグメント情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

## 1. 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	米州	合計
504,253	98,465	56,081	658,800

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬438,782千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	469,231	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

**（ 1 株当たり情報 ）**

1 株当たり純資産額	252,728円67銭
1 株当たり中間純利益金額	11,853円65銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	110,831千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主にかかる中間純利益	110,831千円
普通株式の期中平均株式数	9,350株

**（ 重要な後発事象 ）**

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】（下記の内容に訂正されます。）

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託銀行

名称	資本金の額 (平成26年12月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成26年12月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー生命保険株式会社	32,400百万円	保険業法に基づき生命保険事業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。
株式会社 清水銀行	8,670百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託銀行

ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。

## (2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

## 3【資本関係】

## (1) 受託銀行

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## (参考情報)

## &lt;再信託会社&gt;

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	51,000百万円（平成26年12月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年1月15日

アイエヌジー投信株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアイエヌジー・日本債券オープンの平成26年5月20日から平成26年11月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アイエヌジー・日本債券オープンの平成26年11月19日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年5月20日から平成26年11月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

アイエヌジー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月23日

アイエヌジー投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 直季 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鴨下 裕嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月8日

アイエヌジー投信株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白倉 健司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨下 裕嗣	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。